

## 組合公表基準に係る運転停止判断詳細

- (1) ボイラ閉塞及び破孔などによりボイラ液面が異常値に達した場合

ボイラ液面の異常値  
上上限値：200mm  
下下限値：-200mm

- (2) 計装空気圧力に異常がみられ自動制御が機能しないおそれのある場合

計装用空気圧力の異常値  
下下限値：0.3MPa

- (3) ろ過式集じん器で計測される排ガス温度に異常が見られる場合

エコノマイザ出口排ガス温度の異常値  
上上限値：250°C以上  
上限値：200°C以上（15分継続）

- (4) 誘引通風機が停止し、ごみの焼却が出来ない場合

- (5) ①電力会社等から買う電気、②焼却熱により自家発電した電気、③非常用発電機により自家発電した電気のいずれの供給もできなくなった場合

- (6) 施設に設置されている感知器で震度6弱相当の地震を検知した場合

感震器で上限値 2 5 0 Gal以上を検知した場合

- (7) 深さ 3 m以上の浸水が見込まれる場合

多摩川又は浅川に対し氾濫発生情報が発令され施設周辺が浸水し始めた場合  
現場総括責任者（代務者）による判断で炉非常停止

- (8) 排ガスの 1 時間平均値が 2 4 時間連続で公害防止基準値を超過した場合

- (9) 法定の定期測定において、基準値を超過した場合